

<資料1>特別会計ノート

S. K

I. 「特別会計」問題の浮上

- ・ この国の「異常財政」 → 財政の二重構造 → 一般会計の「債務超過(財政赤字)」 vs. 特別会計の「資産超過(財政余剰)」 → 特会の純資産 100 兆円超
- ・ 行財政の失敗と官僚頼みの政治の立ち往生 → 民主党政権の「脱・脱官僚」
- ・ 特会事業仕分けの失敗 → 財務省の言いなりと「埋蔵借金」の出現

II. 特別会計(特会)とは何か

- ・ 特別会計とは、国の基本的経費(外交、防衛、教育 etc.)と分けて特別の必要から区分経理している会計 → 道路、空港の整備、年金管理、財政投融资 etc.を区分経理
- ・ 財政法に規定 → 「国の会計を分って一般会計及び特別会計とする」
- ・ 資金規模は一般会計の実質 4~5 倍
- ・ 官製事業への資金源 → 天下り先を養う「官のサイフ」 → 独法、公益法人、系列会社へ資金供給 → 随意契約 or 一般競争入札に見せかけた「1者応札」
- ・ 特別会計の前身は明治2年にさかのぼる → 戊辰戦争で戦費調達・管理の必要から「別途会計」を設置 → その後、特会の多くは「戦時体制の産物」 → 特会数 60 にも(日露戦争で膨張) → 日米開戦翌年の 1942 年に特会数 51 に再び著増
- ・ 高度経済成長期に戦後のピーク → 1958 年に道路整備特会設置 → 66 年に国民年金特会 etc.が加わり、戦後ピークの 45 に
- ・ 特別会計の見直し始まる → 塩ジイ発言が引き金 → 独法化や統廃合で 2008 年度特会数 21、11 年度 17 に → 「数減らし」が改革の柱 → 道路特会は社会資本整備事業特会(公共事業関連 5 特会を統合し、08 年に設置)の「道路勘定」に変身(ほかの勘定に治水、港湾、空港など)

III. 特別会計が分かりにくい理由

- ・ 複雑怪奇な資金の流れ → 会計間の出入り、勘定間の出入り etc. → 会計検査院も「動きの全体が分からない」と指摘
- ・ 財源の「入り」も不透明 → 財源4種類(一般会計からの繰入金、特定財源、固有財源、借入金)の実態不透明 → 特定財源の場合、特会への「直入分」と「一般会計経由分」に分かれ、複雑 → 09 年度に道路特定財源を一般財源化
- ・ 予算の使途も不明朗 → 決算ベースが不明 → 一般会計にはある経費別内訳のコード番号がないため「予算が何に使われたか」が不明 etc. → 積立金に適正基準なし → 法律無視の剰余金処理
- ・ 法人への「出資」を情報公開せず → 独法 NEDO(新エネルギー・産業技術開発機構)は 3つの特会と一般会計から出資を受けているが(04 年度)、国民は知らされていない。特殊法人の独法化(日本原子力研究開発機構)に際し 2.5 兆円の損切りを未公表 → 消費税 1%分のムダ
- ・ 財政規律の弛み → 「架空予算」3ケース(05 年) → タクシーチケット事件(07 年)

<結論> 複雑で分かりにくい仕組み → 簡素で分かりやすくする必要(会計の民主化)

IV. 肥大化する特別会計の奇妙な特性

- ・ 1965 年当時、特会は一般会計の 2 倍弱 → 2001 年以降 4~5 倍に → 借金(国債の大量発行)、交付税、年金 etc.の膨張が原因
- ・ 借金 100 兆円超 → 国債特会の借換債発行 etc.
- ・ 「沈黙の会計」 → 省庁に特別視され、優遇 → 1988 年の NTT と JT 株の一般会計から産業投資特会への所属替え → 財投資金に移し替え → 一般会計の財源が減る

V. 「特別扱い」される特別会計

- ・ 戦後「一般会計が従属」に逆転 → クセものの新財政法(1947 年施行)の財政法とは「異なる定め」(第 45 条 特別会計の特例) → 「一般会計からの繰り入れ」は省庁の裁量で(特別会計に関する法律第 6 条) → 特会を「特別扱い」に
- ・ 新特別会計法(特別会計に関する法律=07 年 4 月施行)で各特会がバラバラにやっていたことを共通ルールに定める(借金、繰り越しなど)。「弾力条項」の明文化 → 予算以上の収入があれば、「必要な経費を増額できる」
- ・ 財務チェックも機能不全 → 予算査定で手抜き → 財務省が会計検査院の指摘を受け、予算書に対応して 08 年度決算報告書に「主要経費別内訳」を追加
- ・ 特会に「シーリング」なし → 「特会はシーリングになじみません」(財務官僚)

VI. 特別会計のムダ

- ・ 出資の不透明さと“暴走” → 特会から法人に 15 兆円近い出資(04 年度) → 累積損失と巨額の「損切り」で国民負担高まる → 財投特会からの貸付金 200 兆円超は大丈夫か
- ・ 国の機関に対してでなく「民を助ける貸付け」こそ必要
- ・ 各省の「わが省会計意識」 → ムダを生むわがモノ意識 → 予算執行の最終責任は所管大臣(一般会計の歳入は財務大臣が総括責任者)
- ・ 道路特定財源は「蜜」の味 → 防衛予算以上の金額
- ・ 道路財源の複雑なカネの流れと「地方活性化対策」(一般会計)の実態 → 2009 年度道路予算全国ベース(地方単独を含む)6.7 兆円超
- ・ 「1000 円高速」のカラクリ → 特会と独法を利用した操作
- ・ 「スマートインターチェンジ」の登場 → 特会のダブつき資金を使う
- ・ 国交省は道路建設の独裁者か? → 高速道路会社の「借金なき建設」のカラクリ → 国幹会議にかけずに国交省の裁量で「抜け道高速」の A' (ダッシュ)路線を建設 etc.

VII. 「埋蔵金」はどのくらいあるのか

- ・ 積立金(ストック)計 194 兆円規模(08 年度決算) → うち可処分埋蔵金 45 兆円規模(年金・労働保険資金を除く) → うち 31.2 兆円が財投特会と外為特会の積立金 → 外為特会積立金 20.5 兆円、大部分を財投特会に「約定期間 7 年以上」で預託 → 資金不足から積立金を取り崩した形跡なし → 遊休積立金として活用可能
- ・ 剰余金(フロー)28.5 兆円規模(08 年度決算)=可処分埋蔵金 25.1 兆円(年金・労働保険資金を除く)
- ・ 毎年活用できる特会の不用金 10 兆円規模 → 08 年度は 11.7 兆円 → 持続可能な埋蔵金 → 毎年、フローから“発掘”可能

- ・ 経済危機・生活インフラ強化に向け 50 兆円規模の新基金「国民経済・生活支援基金」を「埋蔵金」で創設すべき → 国会議決で可能
- ・ 特会以外に独法と公益法人にも貸付金、出資金、内部留保、正味財産、基金の形で埋蔵金 → 特会の剰余金等を独法に移転 → 独法に 2 兆円超の埋蔵金、公益法人に 10 兆円の埋蔵金

VIII. 究極の制度改革

- ・ 特会制度は日本固有 → 特会制度を廃棄 → 透明性の高い公的会計に
- ・ アメリカの統合会計を見習い、「(全体のプレーが見渡せる)陸上競技場方式」ですべて一般会計に統合
- ・ 公的会計の健全化(一元化)・情報公開により真の(国民のための)行財政改革を実現

